

令和元年度利用者負担金(10月以降)

西之表市利用者負担(1号・2号・3号認定)

●幼児教育・保育の無償化対象世帯

1号認定	全ての所得階層について無料
2号認定	各年度4月1日時点で3歳以上の小学校就学前子どもについて無料
3号認定	各年度4月1日時点で3歳未満の小学校就学前子どものうち市町村民税非課税世帯に属する子どもについて無料

●母子家庭の世帯等以外

階層		西之表市基準額		国基準額		
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
		3歳未満	3歳未満	3歳未満	3歳未満	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
3	市町村民税課税世帯	均等割のみ課税世帯	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)	19,500	19,300
4		所得割額 48,600円未満	15,000 (7,500)	14,800 (7,400)		
5		48,600円以上 72,800円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	30,000	29,600
6		72,800円以上 97,000円未満	21,500 (10,750)	21,200 (10,600)		
7		97,000円以上 121,000円未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	44,500	43,900
8		121,000円以上 145,000円未満	32,000 (16,000)	31,500 (15,750)		
9		145,000円以上 169,000円未満	35,000 (17,500)	34,500 (17,250)		
10		169,000円以上 220,000円未満	38,000 (19,000)	37,400 (18,700)	61,000	60,100
11		220,000円以上 301,000円未満	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)		
12		301,000円以上	58,000 (29,000)	57,100 (28,550)		
				80,000	78,800	
				104,000	102,400	

●母子家庭の世帯等(備考⑩に該当する場合)

階層		市基準額(ひとり親世帯等)		国基準額		
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
		3歳未満	3歳未満	3歳未満	3歳未満	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
3	市町村民税課税世帯	均等割のみ課税世帯	6,000 (0)	5,900 (0)	9,000	9,000
4		所得割額 48,600円未満	7,000 (0)	5,900 (0)		
5		48,600円以上 72,800円未満	9,000 (0)	8,900 (0)	9,000	9,000
6		72,800円以上 77,101円未満	9,000 (0)	8,900 (0)		

(備考)

- ① 「1号認定子ども」とは、満3歳以上の学校教育のみの就学前子どもをいいます。
- ② 「2号認定子ども」とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもをいいます。
- ③ 「3号認定子ども」とは、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもをいいます。
- ④ 「標準時間」とは、1日最長11時間の利用時間、「短時間」とは、1日最長8時間の利用時間をいいます。
- ⑤ ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けていない世帯について、寡婦(夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。
- ⑥ 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ⑦ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額、株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ⑧ 同一世帯から2人以上の就学前児童が幼稚園、保育所、認定子ども園等に入所している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第2子児童は半額、第3子以降の児童は無料となります。
- ⑨ 平成28年度より、3階層から5階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子児童は半額、第3子以降の児童は無料となります。
- ⑩ 保育料(月額)欄の()は、⑧の場合の第2子児童に適用します。
- ⑪ 「母子家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障害者を有する世帯のことをいいます。